

国官参航安第 609 号  
令和 7 年 9 月 30 日

東京航空局長 殿

大阪航空局長 殿

航空局安全部長  
( 公印省略 )

#### 航行不能航空機発生時に備えた空港使用の条件について（通知）

令和 3 年 7 月 18 日新潟空港で発生した小型機の滑走路逸脱事案など滑走路等への影響としては比較的軽微であるものの、航空機の撤去と空港運用の再開に至るまで多くの時間を要した結果、航空利用者等に多大な影響を及ぼす事案が発生している。

この対応の改善を図るため、航空局、空港管理者・空港運営権者及び運航者で構成された「航行不能航空機発生時の空港運用早期再開に係る検討会」において空港運用再開の早期化について検討を行った結果、航空機が航空機移動区域又はその付近において航行不能となつた場合に、早期の空港運用再開に向けて空港管理者が運航者又は所有者（以下「運航者等」という。）に代わり航空機の撤去作業を行うためには、当該運航者等による同意書及び運航者等が使用する航空機の型式に応じた運航者撤去作業計画の提出が事前に必要であること等が結論づけられた。このため、空港運用業務指針（航空局長通達）を改正し、かかる内容を規定したところ、加えて本施策の実効性を更に担保するために別添の措置を講じていくこととしたので通知する。

なお、本件については、国が管理する空港以外の空港においても同様の措置を講じるよう要請していることを申し添える。

## 1. 講じる措置

災害時又は航空機不具合等に伴う緊急着陸時等の場合を除き、国が管理する空港を使用する場合においては、空港管理規則第6条第2項に定める空港管理上必要な条件として、少なくとも次の項目を空港使用の届出の際に確認し、あらかじめ同意を得ておくこととする。

### ①運航者等の撤去責任

- ・ 航行不能航空機の撤去又は移動（以下「撤去等」という。）は、空港運用への影響を考慮し、運航者等の責任の下、速やかに行うこと。

### ②運航者等による空港管理者への支援要請

- ・ 運航者等は、必要に応じ撤去等作業の全部又は一部を空港事務所に依頼することができる。

### ③空港管理者による航行不能航空機の撤去又は移動

- ・ 運航者等に航行不能航空機の撤去等を行う能力がない場合又は運航者等が航行不能航空機の撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要する場合であって、かつ、当該機が空港の運用に甚大な影響を及ぼすと判断される場合、空港機能の早期回復のため、空港事務所の判断により、運航者等に通告した上で、空港事務所が航空機を撤去等又は支援を行う場合があること。空港事務所は、航行不能航空機の撤去等の作業又は支援に必要な資機材の提供及び人員の手配を第三者に依頼することがあること。

### ④撤去費用等の負担

- ・ 撤去等の作業により生じた経費（航空機等に損傷を与えた際の修理費含む）は運航者等が負担するものとし、空港事務所が指定する期日までに指定の方法により支払うこと。また、空港事務所は、立替払いしないことを基本とすること。

### ⑤免責事項

- ・ 運航者等は、空港事務所が行った撤去等作業によりやむを得ず生じた損害について、一切の請求を行わず、空港事務所が行った撤去等作業により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。
- ・ 運航者等は撤去作業又は支援を空港事務所に依頼する場合においても、最善の協力をすること。

### ⑥運航者等による保険会社との調整

- ・ 航行不能航空機の撤去等作業の履行に際して障害が生じないよう、運航者等は必要に応じ、あらかじめ保険会社と調整を行うこと。

### ⑦同意事項の履行に疑義を生じた場合の措置

- ・ 空港事務所は運航者等による本同意事項の履行に疑義が生じた場合には、当該運航者等に対して、空港の使用の停止その他必要な措置を講じること。

### ⑧その他空港管理者が必要と認める事項

- ・ 運航者等は、運航を行う前に「運航者撤去作業計画」を空港事務所に提出すること。ただし、空港事務所があらかじめ策定した「運航者撤去作業計画」に基づき撤去等することについて、運航者等があらかじめ同意する場合は、当該計画を運航者等が提出

する「運航者撤去作業計画」に代えることができる。

また、空港事務所は、同意内容を記録するとともに、「運航者撤去作業計画」を保管することとする。

## 2. 特例措置

次の運航者等に対しては、1.に掲げる措置を講じず、空港管理上必要な条件としないこととする。ただし、次の運航者等が航行不能航空機を発生させた場合に備え、当該機の撤去責任者の連絡先に関する情報について、空港使用の届出の際に確認することとする。

- ①自衛隊（自衛隊から新造機製造及び自衛隊が所有する航空機の整備作業等を受託し、それらの航空機を運航する場合の運航者を含む。）
- ②軍
- ③国の行政機関から便宜供与依頼があった航空機の運航者等（便宜供与依頼のあった飛行及び当該飛行に関する一連の飛行に限る。）

## 3. 施行日

本措置については、令和7年10月1日以降に受け付ける空港使用の届出から講じることとする。